



第17回 市民まつりは市民のものです 市民まつり出店拒否事件

人権擁護委員会委員 佃 克彦 (45期)

1 事案の概要

「国分寺まつり」は、国分寺市が500万円近い補助金を出して後援をし、毎年秋に都立武蔵国分寺公園で開かれている市民まつりである。このまつりは、市民から成る「国分寺まつり実行委員会」の主催だが、その事務は、市庁舎内で市職員が行なっている。

このまつりに毎年出店してきた3つの市民団体（『国分寺9条の会』・『ちょっとまって原発の会』・『Bye-Bye 原発／国分寺の会』）は、2014年7月、その年の秋に開催される第31回のまつりへの参加申込みをしたが、翌8月、実行委から、「貴団体の出店内容は、政治的な意味合いを持つと認められる」との理由で参加を認められなかった。

本件は、かかる参加拒否により表現の自由等を侵害されたとして3団体の人たちが人権救済申立をしたものである。

2 出店拒否の遠因

この参加拒否の背景として、前年の“第30回”のまつりの後に、市議会で某議員から、3団体の出店につき、「原発反対という考え方に偏っており、補助金支出の対象としてふさわしくない」「憲法9条に関わるブースもある」等と参加を問題視する質問があった。

この質問に対し副市長は「指摘の趣旨に沿う対応を検討する」旨の答弁をし、果たしてその後、第31回のまつりの要項に、「政治的・宗教的な意味合いのあるもの」を参加不可とする条項が追加され、この要項を根拠に3団体は参加拒否をされたのである。

3 人権侵害性

市はこのまつりに多額の補助金を出しており、まつりの会場の都立公園も市が費用負担して都から借

りたものであり、また、実行委の事務も市庁舎で市職員が行なっているのが実態であり、とすると、このまつりの空間は、市が主体的に関与をして市民の集まる場を作り出したものであって、一種のパブリック・フォーラム（PF）として表現の自由の保障が強く及ぶといえる。また実行委は、その事務を市庁舎で市職員が担ってくれるという特権的な地位を与えられており、市民の集まりではあっても公共性が極めて強い。

以上をふまえると、3団体の申込みに対し、「政治的な意味合いを持つ」との理由で参加を認めなかった実行委の行為は、他の基本的人権が侵害される危険がないにも拘わらず3団体の表現の自由の行使を認めないものであり、3団体の表現の自由を侵害するものといわざるを得ない。また、かように実行委が市民の表現の自由を侵害している場合、このPFを実現した市としては、3団体の出店を認めるよう実行委に働きかけるべきであり、それにも拘わらず参加拒否という実行委の対応を黙認した市も、3団体の表現の自由を侵害しているといえる。

4 当会の対応とその後

よって当会は、参加拒否の翌年の“第33回”の実行委に対し、市民からの出店申込みにつき「政治的な意味合いを持つ」との理由で参加を拒むことのないよう要望し、また、市に対し、実行委が「政治的な意味合いを持つ」との理由でまつりへの参加を拒むことがないよう適切に働きかけることを要望した。

その後、第33回の実行委も3団体の参加を認めなかったが、その翌年の第34回の実行委は3団体の参加を認め、かくして当会の要望は一定の効果があったものとなった。